

令和7年3月26日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官
令和6年（行ウ）第12号、第53号 裁決取消等請求事件
口頭弁論終結の日 令和6年12月25日

判 決

5 当事者の表示 別紙1 当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 本件訴えのうち、報告命令の取消しを求める部分を却下する。
- 2 その余の訴えに係る原告の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は原告の負担とする。

10 事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 公正取引委員会が九州地区漁連乾海苔共販協議会（以下「共販協議会」という。）に対して令和5年6月29日付けでした報告命令（以下「本件報告命令」という。）を取り消す（以下、この請求に係る訴えを「本件報告命令取消しの訴え」という。）。
15

2 公正取引委員会が原告に対して令和5年9月20日付けでした異議の申立てを却下する旨の決定（公官総第554号。以下「本件却下決定」という。）を取り消す（以下、この請求に係る訴えを「本件却下決定取消しの訴え」という。）。
20

第2 事案の概要

1 事案の要旨

公正取引委員会審査官（以下、単に「審査官」という。）は、共販協議会（原告も共販協議会の会員である。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独禁法」という。）47条1項1号に基づき、原告及び佐賀県有明海漁業共同組合（以下「佐賀漁協」という。）に対する独禁法に基づく事件調査のために必要があるとして、共販協議会内の会議の議事録等の資料の提出等を求める報告命令（本件報告命令）をした。
25



原告が、公正取引委員会に対し、本件報告命令に係る異議の申立て（以下「**本件異議申立て**」という。）をしたところ、公正取引委員会は、原告が本件報告命令の名宛人ではなく、かつ、異議申立期限を徒過しているなどとして、本件異議申立てを却下する旨の決定（**本件却下決定**）をした。

- 5 本件は、原告が、被告を相手に、本件報告命令及び本件却下決定の取消しを求める事案である。

2 関係法令の定め

別紙2「**関係法令の定め**」のとおり（以後、別紙で定義した略称は、特に断りなく使用する。）

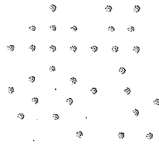
- 10 3 前提事実（当事者間に争いがないか、掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実。なお、証拠番号は、特記しない限り枝番を含む。）

(1) 当事者等

- ア 原告は、水産資源の管理及び水産動植物の増殖、水産に関する経営及び技術の向上に関する指導、所属員の事業に必要な物資の供給等を事業とする漁業協同組合連合会である。
- 15

- イ 共販協議会は、乾海苔の共販事業を行う九州地区内の漁協やその連合会の連携を強化するなどして、海苔生産の適正化等に取り組むことにより、乾海苔共販事業の発展を期すること等を目的として、九州地区で乾海苔の販売事業を行う漁連等で組織される法人格なき社団である。共販協議会の代表者（会長）は、佐賀漁協代表者である B 1（以下、共販協議会の会長としての立場を意味する場合は「**共販協議会会長**」という。）であり、共販協議会の所在地は、佐賀漁協の所在地と同一であった（乙3）。
- 20

- 福岡有明海漁業共同組合連合会（以下「**福岡漁連**」という。）、佐賀漁協及び原告は共販協議会の正会員であり、全国漁業協同組合連合会（以下「**全漁連**」といい、福岡漁連、佐賀漁協及び原告と併せて「**4漁連**」という。）は共販協議会の准会員であり、共販協議会は、4漁連が実施する入札の共通の条件を定めること等を業と
- 25



して行っている。

(2) 共販協議会に対する報告命令

ア 公正取引委員会は、原告に対する令和4年（査）第4号事件（以下「**本件審査事件**」という。本件審査事件における被疑事実は、原告らが海苔生産者との取引
5 において拘束条件を付し、不正に公正競争を阻害したというものであった。）の審査を進め、同年6月7日、原告に対する立入検査（以下「**本件立入検査**」という。）を行った。

イ 審査官は、共販協議会に対し、令和5年6月29日付けで、原告及び佐賀漁協に対する独禁法に基づく調査のために必要があるとして、独禁法47条1項に基づき、同年7月27日までに、次の①及び②の事項について記載した報告書を提出
10 し、当該報告書に次の③及び④の資料を添付するよう求める旨の命令（**本件報告命令。乙1**）をし、同年6月30日、本件報告命令が共販協議会（共販協議会会長）に送達された。（乙1、2）

① 共販協議会の組織概要（会員構成、役員構成、従業員数、組織の沿革等）

15 ② 甲種指定商社（4漁連が九州地区において実施する全ての乾海苔の入札に参加できる資格を与えられた商社を指す。）の数、事業者名等

③ 令和4年6月8日から報告書作成日までにおける、福岡漁連、佐賀漁協及び原告の各代表者又は担当者が出席した会議において配布された資料及び当該会議の議事録の写し

20 ④ 4漁連が直近の5事業年度に甲種指定商社との間で締結した契約書の写し

(3) 共販協議会の本件報告命令に対する報告書の提出等

ア 共販協議会は、審査官に対し、令和5年8月9日、本件報告命令に対する報告書（以下「**本件報告書**」という。乙3）を提出した。

本件報告書には、連絡担当者として C 弁護士（以下「C 弁護士」とい
25 う。）の氏名の記載があるほか、添付資料として、①令和4年11月14日に実施された共販協議会の会議の議事録、同会議で配布された資料（乙3の2）、②令和

5年3月7日に実施された共販協議会の会議の議事録（乙3の3）が添付されていた（以下、上記①及び②の資料を併せて「本件議事録等」という。）。

本件議事録等には、このうち4漁連の役員等及び[C]弁護士の発言内容が記載された部分の一部や会議の配布資料の一部につき、マスキング処理が施されていた（以下、マスキング処理がされている部分を「本件非開示部分」という。）。（乙3の2及び3）

イ 審査官は、共販協議会及び佐賀漁協職員の[D]に宛てて（CCで[C]弁護士にも送信されている。）、令和5年8月10日、⑦本件報告書に代理人として氏名が記載されている[C]弁護士に係る委任状について「至急御送付いただきますようお願いいたします。」、④マスキング処理をしていない本件議事録等について「令和5年8月18日(金)までにご提出ください。」との記載があるメール（以下「本件メール①」という。乙4の1）を送信した。

ウ 審査官は、共販協議会及び佐賀漁協職員の[D]に宛てて（CCで[C]弁護士にも送信されている。）、令和5年8月22日、本件メール①を引用した上で、[C] 15 [C]弁護士に係る委任状及びマスキング処理をしていない本件議事録等につき「委任状につきましては速やかに、黒塗り処理をしていない会議の配布資料等については8月18日(金)までにご提出をお願いしておりましたので、いずれも直ちに御対応いただきますようお願いいたします。もし提出が遅れるご事情等ございましたら、その旨を御連絡いただきますようお願いいたします。」との記載があるメール（以下 20 「本件メール②」といい、本件メール②での依頼内容を「本件要請」という。乙4の2）を送信した。

(4) 原告による本件報告命令に対する異議申立てと本件却下決定

ア 原告は、公正取引委員会に対し、令和5年8月29日、本件報告命令が独禁法47条に違反して原告の利益を害するものであるなどとして、公正取引委員会の 25 審査に関する規則（以下、単に「規則」という。）22条1項の規定に基づく異議の申立て（本件異議申立て）をした。（甲3、乙5）



イ 公正取引委員会は、令和5年9月20日、本件異議申立てを却下する旨の決定（本件却下決定。甲4）をした。その理由の要旨は次の①～④のとおりであった。

① 本件報告命令の名宛人は共販協議会（共販協議会会長）であり、原告は規則22条1項の「処分を受けた者」に該当しない。

② 本件異議申立ては、処分（本件報告命令）を受けた日から1週間以内に申し立てられておらず、規則22条1項の異議申立ての期間を徒過している。

③ 本件要請は規則22条1項の「処分」に該当しないから、本件要請が行われた日を異議申立期間の起算点として本件異議申立ての適否を検討する余地はない。

④ 本件報告命令は、所要の手續に則って、本件審査事件の被疑事実に関連する調査に必要な事項について、独禁法47条1項及び2項の規定に基づいて行われたものであって、違法性や不当性は認められない。

(5) 本件却下決定取消しの訴えの提起

原告は、令和6年2月20日、本件却下決定取消しの訴えを提起した。（顕著な事実）

(6) 排除措置命令

公正取引委員会は、原告に対し、令和6年5月15日付けで、排除措置命令（以下「本件排除措置命令」という。）をし、同月16日、本件排除措置命令が原告に送達された。（乙6、7）

(7) 訴えの追加的変更

原告は、令和6年8月20日、本件報告命令の取消しを求める旨の請求の追加的併合の申立てをした。（顕著な事実）

4 争点

本件の争点は、次の(1)～(3)であり、これに関する当事者の主張は、別紙3「争点に関する当事者の主張」のとおりである。

(1) 本件訴えの適法性（本案前の争点）

(2) 本件報告命令の適法性

(3) 本件却下決定の適法性

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)(本件訴えの適法性(本案前の争点))について

(1) 本件報告命令取消しの訴えの原告適格について

ア 判断枠組み

行政事件訴訟法9条は、取消訴訟の原告適格について規定するが、同条1項にいう当該処分の取消しを求めるにつき「法律上の利益を有する者」とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者をいうのであり、当該処分を定めた行政法規が、不特定多数者の具体的利益を専ら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合には、このような利益もここにいう法律上保護された利益に当たり、当該処分によりこれを侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者は、当該処分の取消訴訟における原告適格を有するものというべきである。

そして、処分の相手方以外の者について上記の法律上保護された利益の有無を判断するに当たっては、当該処分の根拠となる法令の規定の文言のみによることなく、当該法令の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮し、この場合において、当該法令の趣旨及び目的を考慮するに当たっては、当該法令と目的を共通にする関係法令があるときはその趣旨及び目的をも参酌し、当該利益の内容及び性質を考慮するに当たっては、当該処分がその根拠となる法令に違反してされた場合に害されることとなる利益の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度をも勘案すべきものである(同条2項、最高裁平成16年(行ヒ)第114号同17年12月7日大法廷判決・民集59巻10号2645頁参照)。

イ 当てはめ

上記の見地に立って、原告が本件報告命令の取消しを求める原告適格を有するか否かについて検討する。

(7) 独禁法は、私的独占、不当な取引制限等の一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進すること等を目的とし（1条）、要旨次の①～⑥のように規定する。

① 公正取引委員会は、事件について必要な調査をするため、「事件関係者又は参考人・・・から意見若しくは報告を徴する」との処分（以下「報告命令」という。）をすることができ（47条1項1号）、公正取引委員会が相当と認めるときは、政令で定めるところにより、その職員を審査官に指定し、報告命令をさせることができる（同条2項）。

② 報告命令に違反して報告をしなかった者は、1年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する（94条1号）。

③ 公正取引委員会は、その内部規律、事件の処理手続及び届出、認可又は承認の申請その他の事項に関する必要な手続について規則を定めることができる（76条1項）。

④ 独禁法第8章第2節の規定による認定、決定その他の処分（同法47条2項の規定によって審査官がする処分及び同節の規定によって指定職員がする処分を含む。）については、行政手続法第2章及び第3章の規定は、適用しない（70条の11）。

⑤ ④に掲げる処分又はその不作為については、審査請求をすることができない（70条の12）。

⑥ 公正取引委員会は、㉞排除措置命令をしようとするときは、当該排除措置命令の名宛人となるべき者について、意見聴取を行わなければならない（49条）、㉞その意見聴取を行うに当たっては、意見聴取を行うべき期日までに相当な期間をおいて、排除措置命令の名宛人となるべき者に対し、所定の事項を書面により通知しなければならない（50条1項）、㉞排除措置命令に係る議決をするときは、58条1項に規定する調書（これには、㉞意見聴取の期日における当事者による意見陳述等の経過、㉞予定される排除措置命令の内容並びに㉞公正取引委員会の認定した事



実及びこれに対する法令の適用に対する当事者の陳述の要旨が記載される。) 及び同条4項に規定する報告書の内容を十分に参酌してしなければならない(60条)。他方、当事者は、⑦意見聴取の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠を提出し、並びに指定職員の許可を得て審査官等に対し質問を発することができ(54条2
5 項)、④当該通知があった時から意見聴取が終結する時までの間、公正取引委員会に対し、当該意見聴取に係る事件について公正取引委員会の認定した事実を立証する証拠の閲覧又は謄写(謄写については、当該証拠のうち、当該当事者若しくはその従業員が提出したもの又は当該当事者若しくはその従業員の供述を録取したものとして公正取引委員会規則で定めるものの謄写に限る。)を求めることができ、この
10 の場合において、公正取引委員会は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は謄写を拒むことができない(52条1項)。

そして、③の規定を受けて、規則22条は、独禁法47条2項に基づいて審査官がした報告命令等の処分を受けた者は、当該処分に不服のあるときは、処分を受け
15 た日から1週間以内に、その理由を記載した文書をもって、公正取引委員会に異議の申立てをすることができる旨を規定する。

(イ) これらの独禁法等の規定を通覧すれば、報告命令の制度(前記(7)①)は、独禁法の前記目的を達成するため、公正取引委員会が事件について必要な調査を行うためのものであるが、その強制が罰則による間接強制にとどまるものであり、報告
20 命令が事件の調査における付随的手続にとどまることから、同法70条の12は、報告命令に対して、審査請求をすることを許さないこととし、他方、規則22条は、審査官がした報告命令等の処分につき、その処分を受けた者を対象として、簡易な手続による特別の不服申立手続を規定したものと解される。

もっとも、審査官が事件関係人又は参考人から報告命令により徴した報告につい
25 ては、事件について必要な調査を遂げて事件の審査が終了したときに、その結果が公正取引委員会に報告され(規則23条参照)、公正取引委員会は、独禁法所定の

規定に違反する行為があるときは、所定の手続に従い、事業者に対し、当該行為の差止め、事業の一部の譲渡その他これらの規定に違反する行為を排除するために必要な措置を命ずること（排除措置命令。独禁法7条等）等ができるのである。公正取引委員会（及び審査官）は、当該事件の処理手続の適正の確保を図ることが求められており（同法76条2項参照）、特に当該排除措置命令の名宛人となるべき者に対しては、前記⑥に掲げたその者の防御権の行使を実質的に保障するための諸手続が定められた意見聴取を行わなければならない（同法50条）、排除措置命令に係る議決をするときは、当事者による意見陳述の内容を十分に参酌してしなければならない（60条）として、その者に防御の機会を提供して適正手続の保障を図り、適正な行政の運営を確保することとしているところ、排除措置命令の名宛人となるべき者である当該違反行為に係る事件において当該違反行為をしたとされる事業者は、仮に、審査官がした当該報告命令が違法であるときは、手続の違法を含む違法事由を主張して排除措置命令の取消しを求めることを余儀なくされるおそれがあるといえる。

（ウ）以上のような報告命令及び事件の調査等に関する仕組み及び内容、これに係る独禁法の趣旨及び目的等を総合考慮すると、独禁法は、報告命令の名宛人ではない当該違反行為に係る事件において当該違反行為をしたとされる事業者についても、当該事件の調査手続の適正に関する利益を個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むと解するのが相当である。

（エ）前提事実によれば、原告は、公正取引委員会から原告に対する本件審査事件の審査を受けていたところ（前提事実(2)ア）、審査官が、本件審査事件に関して、原告が正会員である共販協議会（前提事実(1)イ）に対し、本件報告命令をした（前提事実(2)イ）というのであり、原告は、本件審査事件において当該違反行為をしたとされる事業者であるから、本件報告命令の取消しを求める原告適格を有するものといえることができる。

ウ 被告の主張について

これに対し、被告は、別紙3「争点に関する当事者の主張」1（被告の主張）(1)のとおりに主張する。

しかしながら、以上に説示したところに照らし、被告の前記主張は、採用することができない。

5 (2) 本件報告命令取消しの訴えの出訴期間について

ア 判断枠組み

行政事件訴訟法14条1項本文は、取消訴訟について、処分があったことを知った日から6か月を経過したときは、提起することができない旨を規定するところ、行政事件訴訟法14条1項本文にいう「処分があったことを知った日」とは、その
10 者が処分のあったことを現実知った日のことをいい（最高裁昭和26年（オ）第392号同27年11月20日第一小法廷判決・民集6巻10号1038頁、最高裁平成12年（行ヒ）第174号同14年10月24日第一小法廷判決・民集56巻8号1903頁参照）、当該処分の内容の詳細や不利益性等の認識までを要するものではないと解される。

15 また、審査請求が不適法なものである場合には、これに対する裁決がされたとしても、当該裁決は、行政事件訴訟法14条3項にいう「裁決」には当たらないと解される。

イ 当てはめ

これを本件についてみると、前提事実、掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、
20 次のとおり指摘することができる。

(ア) 本件報告命令は、共販協議会に対し、令和5年6月29日に発令され、同月30日、共販協議会（共販協議会会長）に送達された（前提事実(2)イ）。本件報告命令の内容は、前提事実(2)イのとおりであり、審査官が共販協議会に報告を求めた内容は明確であったといえる。

25 共販協議会が令和5年8月9日に提出した本件報告書（乙3。同月7日付けで作成されたもの）には、連絡担当者として C 弁護士の氏名が記載されていたところ

(前提事実(3)ア)、原告は、C 弁護士に対し、遅くとも令和4年11月14日までに本件審査事件の代理人を委任していたのであるから(乙3の2〔1、4頁〕)、遅くとも令和5年8月7日までには、前記のような本件報告命令があったことを知ったものといわざるを得ない。

- 5 (イ) ところが、原告は、令和6年2月20日、本件却下決定取消しの訴えを提起し(前提事実(5))、同年8月20日、本件報告命令の取消しを求める請求の追加的併合の申立てをした(前提事実(7))。これにより、出訴期間の遵守については、本件報告命令取消しの訴えは、本件却下決定取消しの訴えを提起した時(同年2月20日)に提起されたものとみなされる(行政事件訴訟法20条参照)が、同日は、
10 原告が本件報告命令を知った日から6箇月(同法14条1項)を経過していたものである。

- (ウ) 審査官は、共販協議会及び佐賀漁協職員に対し、令和5年8月10日に本件報告命令に関して委任状の提出や本件非開示部分の対応を求める旨の本件メール①を、同月22日に同趣旨の本件メール②を送信した(前提事実(3)イ・ウ)が、原告
15 は、前記(ア)のとおり、これ以前に本件報告命令があったことを知っていたのであり、本件メール①及び本件メール②は、本件報告命令の履行を催告するものにとどまること等に照らすと、以上の判断を妨げるものとはいえない。

- 他に、本件報告命令取消しの訴えが出訴期間を経過した後に提起されたことにつき、行政事件訴訟法14条1項ただし書の「正当な理由」があるというべき事情は
20 見当たらない。

(エ) また、後記3で説示するところによれば、原告がした本件異議申立ては、不適法であり、本件却下決定がされたのであるから、本件報告命令取消しの訴えの出訴期間については、原告が本件異議申立てをしたことをもって、行政事件訴訟法14条3項を適用することはできない。

- 25 (オ) 以上によれば、本件報告命令取消しの訴えは、不適法な訴えであるといわざるを得ない。

ウ 原告の主張について

これに対し、原告は、別紙3「争点に関する当事者の主張」1（原告の主張）(2)のとおり主張する。

しかしながら、本件報告命令に基づく書面提出義務の範囲が本件メール②によって教示されたこと等をもって、原告において本件報告命令があったことを知った日を令和5年8月22日とし、又は行政事件訴訟法14条1項ただし書の「正当な理由」があるとする事ができないことは、前記イ(ア)～(ウ)で説示したとおりである。

本件報告命令取消しの訴えの出訴期間については、原告が本件異議申立てをしたことをもって、行政事件訴訟法14条3項を適用することができないことは、前記イ(エ)で説示したとおりである。

したがって、原告の前記主張は、採用することができない。

(3) 本件訴えに係る訴えの利益について

前提事実及び前記(1)イで説示した報告命令及び事件の調査等に関する仕組み及び内容等を踏まえると、本件報告命令は、共販協議会に対し、独禁法47条1項に基づき、所定の事項について報告を求めるものであり、共販協議会をして当該事項についての報告義務を負わせ、これを怠った場合には罰則（同法94条1号）を適用され得るという法的効果を有するものであるから、本件排除措置命令が発令されたことのみをもって、本件報告命令の有する前記の法的効果は消滅するとはいえない。そして、本件却下決定は、前記のような法的効果を有する本件報告命令に係る異議申立てについての公正取引委員会の判断を示したものである。

そうすると、本件排除措置命令が発令されたことのみをもって、本件却下決定取消しの訴えは、その利益を欠くに至るとはいえない。

(4) 小括

以上によれば、本件訴えのうち、本件報告命令取消しの訴えは、不適法であり却下を免れない。

2 争点(2)（本件報告命令の適法性）について



なお、所論に鑑み、念のため、争点(2)（本件報告命令の適法性）についても検討する。

原告は、別紙3「争点に関する当事者の主張」2（原告の主張）のとおり、本件非開示部分の開示を求める本件報告命令には、独禁法47条1項の解釈を誤り、比
5 例原則及び権限濫用禁止に違反する瑕疵があるなどと主張する。

しかしながら、前提事実によれば、①公正取引委員会は、本件審査事件の審査を進め、原告に対し、令和4年6月7日、本件立入検査を行ったところ、本件審査事件における被疑事実、原告らが海苔生産者との取引において拘束条件を付し、不正に公正競争を阻害したというものであり（前提事実(2)ア）、②本件非開示部分は、
10 共販協議会が審査官に提出した本件議事録等（令和4年11月14日又は令和5年3月7日に実施された共販協議会の会議に関するもの）のうち、4漁連の役員等及び□C 弁護士の発言内容が記載された部分の一部や会議の配布資料の一部であった（前提事実(3)ア）というのである。そして、仮に、本件非開示部分には、本件審査事件への対応方針等に関する法的相談及び法的助言の内容が記載されていたとしても、このことは、共販協議会が本件非開示部分について本件報告命令による報告を
15 拒む正当な理由に当たり得るにすぎないというべきである。本件立入検査後の共販協議会の会議でのやり取りに関する本件議事録等の内容は、原告の被疑事実に係る事実関係を調査・解明する上で、これを確認する必要性がないとまではいえず、審査官が本件報告命令を発令する時点で本件議事録等に前記内容が記載されているこ
20 とを認識していたというべき的確な証拠もない。そうすると、本件報告命令は、原告の指摘する点をもって、共販協議会に対して事件審査に必要な限度を超えた報告を求めるものであったとはいえない。

したがって、本件報告命令は、原告指摘の点をもって直ちに違法であるとはいえず、原告の前記主張は、採用することができない。

25 3 争点(3)（本件却下決定の適法性）について

(1) 判断枠組み

前記1(1)イで説示したところによれば、規則22条は、審査官がした報告命令等の処分につき、その処分を受けた者を対象として、簡易な手続による特別の不服申立手続を規定したものと解される。したがって、規則22条1項の異議申立てをすることができる者は、独禁法47条2項に基づいて審査官がした報告命令等の処分を受けた者であると解すべきである。

(2) 当てはめ

これを本件についてみると、前提事実によれば、本件報告命令は、令和5年6月29日、その名宛人を共販協議会としてされ、同月30日、本件報告命令が佐賀漁協代表者でもある共販協議会会長に送達されたものであり（前提事実(1)イ、(2)イ）、本件異議申立ては、同年8月29日、本件報告命令の名宛人ではない原告によってされたものである（前提事実(4)ア）。また、原告が遅くとも同月7日までに本件報告命令があったことを知ったことは、前記1(2)イで説示したとおりである。

したがって、原告は、規則22条1項にいう独禁法47条2項に基づいて審査官がした報告命令等の処分を受けた者に該当せず、かつ、本件異議申立ては、処分を受けた日である令和5年6月30日（及び原告において本件報告命令があったことを知った日である同年8月7日）から1週間以上経過した同年8月29日にされたから、原告がした本件異議申立ては、規則22条1項の要件（①独禁法47条2項の規定に基づいて審査官がした同条第1項各号に規定する処分を受けた者、②処分を受けた日から1週間以内）を満たさず、不適法であるといわざるを得ない。

そうすると、本件異議申立てを不適法として却下した本件却下決定（前提事実(4)イ）は、適法であるといえる。

(3) 原告の主張について

これに対し、原告は、別紙3「争点に関する当事者の主張」3（原告の主張）のとおりに規則22条1項にいう「処分を受けた者」は、報告命令に係る命令書の名宛人として掲げられた者に限定されず、当該処分に係る審査事件について排除措置命令等の名宛人となるべき関係人も含むと解すべきであり、本件異議申立ては、規則



22条1項の申立期限内に行われたなどと主張する。

しかしながら、以上に説示したところに照らせば、いずれも独自の見解を述べるものにすぎず、原告の前記主張は、採用することができない。

第4 結論

- 5 よって、本件訴えのうち本件報告命令取消しの訴えは不適法であるから却下し、その余の訴えに係る原告の請求は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

福岡地方裁判所第1民事部

10

裁判長裁判官

林 史高

15

裁判官

住田 知也

裁判官

増崎 浩司



(別紙 1)

当事者目録

熊本市西区中原町 6 5 6 番地

原 告 熊本県漁業協同組合連合会

5 同 代表者代表 理事 A 1

同 訴訟代理人 弁護士 平 山 賢 太 郎

同 山 本 陽 介

同 堀 隆 聖

東京都千代田区霞が関一丁目 1 番 1 号

10 被 告 国

同 代表者 法務大臣 鈴 木 馨 祐

同 処 分 行 政 庁 公 正 取 引 委 員 会

同 委員会代表者 委員長 古 谷 一 之

同 指 定 代 理 人 窪 田 大 輔

15 同 田 中 義 一

同 渡 口 真

同 下 川 琴 江

同 永 峰 加 容 子

同 福 重 有 紀

20 同 細 波 涼

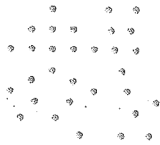
同 西 川 康 一

同 榎 本 勤 也

同 齋 藤 み ず え

同 岩 丸 華 子

25 以 上



(別紙 2)

関係法令の定め

【私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律】

5 1 19条〔不公正な取引方法の禁止〕

事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

2 20条〔不公正な取引方法の差止等〕

(1) 1項

前条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は（中略）、事業者に
10 対し、当該行為の差止め、契約条項の削除その他当該行為を排除するために必要な
措置を命ずることができる。

(2) 2項 省略

3 47条〔調査のための強制処分〕

(1) 1項

15 公正取引委員会は、事件について必要な調査をするため、次に掲げる処分を
することができる。

1号 事件関係人又は参考人に出頭を命じて審尋し、又はこれらの者から意見若
しくは報告を徴すること。

2号 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。

20 3号 帳簿書類その他の物件の所持者に対し、当該物件の提出を命じ、又は提出
物件を留めて置くこと。

4号 事件関係人の営業所その他必要な場所に立ち入り、業務及び財産の状況、
帳簿書類その他の物件を検査すること。

(2) 2項

25 公正取引委員会が相当と認めるときは、政令で定めるところにより、公正取引委
員会の職員を審査官に指定し、前項の処分をさせることができる。

(3) 3項 以下省略

4 49条〔排除措置命令に係る意見聴取〕

公正取引委員会は、7条1項若しくは2項（8条の2第2項及び20条2項において準用する場合を含む。）、8条の2第1項若しくは3項、17条の2又は20条1項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）をしようとするときは、当該排除措置命令の名宛人となるべき者について、意見聴取を行わなければならない。

5 50条〔意見聴取の通知〕

(1) 1項

公正取引委員会は、前条の意見聴取を行うに当たっては、意見聴取を行うべき期日までに相当な期間において、排除措置命令の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- ① 予定される排除措置命令の内容
- ② 公正取引委員会の認定した事実及びこれに対する法令の適用
- ③ 意見聴取の期日及び場所
- ④ 意見聴取に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

(2) 2項

前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。

① 意見聴取の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠を提出し、又は意見聴取の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠を提出することができること。

② 意見聴取が終結する時までの間、第52条の規定による証拠の閲覧又は謄写を求めることができること。

6 51条〔代理人の選任〕

(1) 1項

前条1項の規定による通知を受けた者（以下この節において「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

(2) 2項

代理人は、各自、当事者のために、意見聴取に関する一切の行為をすることができる。

7 52条〔証拠の閲覧又は謄写〕

5 (1) 1項

当事者は、50条1項の規定による通知があつた時から意見聴取が終結する時までの間、公正取引委員会に対し、当該意見聴取に係る事件について公正取引委員会の認定した事実を立証する証拠の閲覧又は謄写（謄写については、当該証拠のうち、当該当事者若しくはその従業員が提出したもの又は当該当事者若しくはその従業員の供述を録取したものとして公正取引委員会規則で定めるものの謄写に限る。以下この条において同じ。）を求めることができる。この場合において、公正取引委員会は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は謄写を拒むことができない。

(2) 2項

15 前項の規定は、当事者が、意見聴取の進行に応じて必要となつた証拠の閲覧又は謄写を更に求めることを妨げない。

(3) 3項

公正取引委員会は、前二項の閲覧又は謄写について日時及び場所を指定することができる。

20 8 54条〔意見聴取における説明等〕

(1) 1項

指定職員は、最初の意見聴取の期日の冒頭において、当該意見聴取に係る事件について47条2項の規定により指定された審査官その他の当該事件の調査に関する事務に従事した職員（次項及び3項並びに56条1項において「審査官等」という。）に、予定される排除措置命令の内容、公正取引委員会の認定した事実及び52条1項に規定する証拠のうち主要なもの並びに公正取引委員会の認定した事実に対する

法令の適用を意見聴取の期日に出頭した当事者に対し説明させなければならない。

(2) 2項

当事者は、意見聴取の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠を提出し、並びに指定職員の許可を得て審査官等に対し質問を発することができる。

5 (3) 3項

指定職員は、意見聴取の期日において必要があると認めるときは、当事者に対し質問を発し、意見の陳述若しくは証拠の提出を促し、又は審査官等に対し説明を求めることができる。

(4) 4項

10 意見聴取の期日における意見聴取は、公開しない。

9 55条〔陳述書及び証拠の提出〕

当事者は、意見聴取の期日への出頭に代えて、指定職員に対し、意見聴取の期日までに陳述書及び証拠を提出することができる。

10 58条〔調書の作成〕

15 (1) 1項

指定職員は、意見聴取の期日における当事者による意見陳述等の経過を記載した調書を作成し、当該調書において、50条1項1号及び2号に掲げる事項に対する当事者の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない。

(2) 2項

20 前項に規定する調書は、意見聴取の期日における当事者による意見陳述等が行われた場合には各期日ごとに、当該当事者による意見陳述等が行われなかった場合には意見聴取の終結後速やかに作成しなければならない。

(3) 3項

1項に規定する調書には、提出された証拠（55条の規定により陳述書及び証拠
25 が提出されたときは、提出された陳述書及び証拠）を添付しなければならない。

(4) 4項



指定職員は、意見聴取の終結後速やかに、当該意見聴取に係る事件の論点を整理し、当該整理された論点を記載した報告書を作成し、1項に規定する調書とともに公正取引委員会に提出しなければならない。

(5) 5項

5 当事者は、1項に規定する調書及び前項に規定する報告書の閲覧を求めることができる。

11 60条〔排除措置命令に係る議決〕

公正取引委員会は、排除措置命令に係る議決をするときは、58条1項に規定する調書及び同条4項に規定する報告書の内容を十分に参酌してしなければならない。
10 い。

12 70条の11〔行政手続法の適用除外〕

公正取引委員会がする排除措置命令、納付命令、競争回復措置命令及び第70条の2第1項に規定する認可の申請に係る処分並びにこの節の規定による認定、決定その他の処分（第47条第2項の規定によつて審査官がする処分及びこの節の規定によつて指定職員がする処分を含む。）については、行政手続法（平成5年法律第
15 88号）第2章及び第3章の規定は、適用しない。

13 70条の12〔審査請求の制限〕

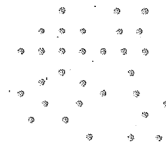
公正取引委員会の排除措置命令、納付命令及び競争回復措置命令並びにこの節の規定による認定、決定その他の処分（第47条第2項の規定による審査官の処分及びこの節の規定による指定職員の処分を含む。）又はその不作為については、審査
20 請求をすることができない。

14 76条〔規則制定権〕

(1) 1項

公正取引委員会は、その内部規律、事件の処理手続及び届出、認可又は承認の申
25 請その他の事項に関する必要な手続について規則を定めることができる。

(2) 2項



前項の規定により事件の処理手続について規則を定めるに当たっては、排除措置命令（中略）の名宛人となるべき者が自己の主張を陳述し、及び立証するための機会が十分に確保されること等当該手続の適正の確保が図られるよう留意しなければならない。

5 15 94条

次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。

(1) 1号 第47条第1項第1号又は第2項の規定による事件関係人又は参考人に対する処分に違反して出頭せず、陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

(2) 2号以下 省略

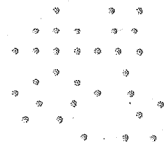
【公正取引委員会の審査に関する規則】（以下、単に「規則」という。）

1 1条〔この規則の趣旨・定義〕

15 (1) 1項

公正取引委員会（以下「委員会」という。）が行う審査手続については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）（水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）95条の4及び中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）108条において準用する場合を含む。）及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第47条第2項の審査官の指定に関する政令（昭和28年政令264号。以下「審査官の指定に関する政令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。ただし、課徴金の減免に係る事実の報告及び資料の提出の手続、確約手続（独禁法48条の2から48条の9までの手続をいう。）並びに委員会が行う意見聴取の手続については、別に定めるところによる。

(2) 2項



この規則において使用する用語であつて、独禁法において使用する用語と同一のものは、これと同一の意義において使用するものとする。

2 9条〔審査官の行う処分〕

(1) 1項

5 審査官は、独禁法第47条2項の規定に基づいて同条1項に規定する処分をする場合は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる文書を送達して、これを行わなければならない。

① 事件関係人又は参考人に出頭を命じて審尋する場合 出頭命令書

② 前号に掲げる者から意見又は報告を徴する場合 報告命令書

10 ③ 鑑定人に出頭を命じて鑑定させる場合 鑑定命令書

④ 帳簿書類その他の物件の所持者に当該物件の提出を命ずる場合 提出命令書

(2) 2項

前項の文書には、次の事項を記載し、毎葉に契印しなければならない。

① 事件名

15 ② 相手方の氏名又は名称

③ 相手方に求める事項

④ 出頭命令書又は提出命令書については出頭又は提出すべき日時及び場所

⑤ 命令に応じない場合の法律上の制裁

(3) 3項

20 提出命令書には、提出を命じる物件を記載し、又はその品目を記載した目録を添付しなければならない。

3 22条〔審査官の処分に対する異議の申立て〕

(1) 1項

25 独禁法第47条2項の規定に基づいて審査官がした同条第1項各号に規定する処分を受けた者は、当該処分に不服のあるときは、処分を受けた日から1週間以内に、その理由を記載した文書をもって、委員会に異議の申立てをすることができる。



(2) 2項

委員会は、異議の申立てに理由があると認めるときは、異議を申し立てられた処分の撤回、取消し又は変更を審査官に命じ、これを申立人に通知するものとする。

(3) 3項

- 5 委員会は、異議の申立てを却下したときは、これを申立人に通知しなければならない。この場合においては、その理由を示さなければならない。

4 23条〔審査結果の報告〕

(1) 1項

- 10 事務総局経済取引局長又は審査局長は、事件の審査が終了したときは、速やかに、その結果を委員会に報告しなければならない。

(2) 2項

前項の場合において、審査官が独禁法第47条2項の規定に基づいて同条1項に規定する処分をした事件については、次の事項を明らかにして報告しなければならない。

- 15 ① 端緒
② 審査経過
③ 事実の概要
④ 関係法条
⑤ 審査官の意見

20

以 上

(別紙3)

争点に関する当事者の主張

1 争点(1) 本件訴えの適法性(本案前の争点)

(原告の主張)

(1) 本件報告命令取消しの訴えの原告適格について

独禁法47条1項は、公正取引委員会に対し、「事件について必要な調査をするため」に限って報告命令を行う権限を付与しており、「必要な調査」の範囲を逸脱する報告命令には、権限の逸脱・濫用として違法となる。したがって、独禁法47条1項に基づく報告命令に関し、名宛人その他の関連当事者は、事件審査に必要な限度を超えた報告が公正取引委員会に対して行われないという法律上保護された利益を有する。

原告は、本件非開示部分の開示を求める本件報告命令によって上記利益を侵害されているから、本件報告命令の名宛人が原告でないとしても、原告は本件報告命令の取消しを求めることにつき「法律上の利益」を有する。

(2) 本件報告命令取消しの訴えの出訴期間について

次のア～ウのとおり、原告は、出訴期間を徒過していない。

ア 原告は、令和5年8月22日の本件メール②により、本件報告命令に基づく書面提出義務の範囲を了知しており、本件報告命令取消しの訴えを提起したとみなされる日(以下、単に「訴え提起日」という。)である令和6年2月16日の時点では、原告が「処分があったことを知った日」から6か月は経過していない。したがって、本件報告命令取消しの訴えは、行政事件訴訟法14条1項本文の出訴期間内に提起されたものである。

イ 仮に、原告が「処分があったことを知った日」が本件報告命令の共販協議会会長への送達日である令和5年6月30日であるとしても、本件報告命令に基づく書面提出義務の範囲が、本件メール②によって初めて教示されたという経緯に照ら



すと、原告が、行政事件訴訟法 14 条 1 項本文の出訴期間を遵守できなかったことについては正当な理由（行政事件訴訟法 14 条 1 項ただし書）がある。

ウ 原告は、本件報告命令に対する異議申立てを行い、令和 5 年 9 月 20 日に本件却下決定がなされているところ、訴え提起日である令和 6 年 2 月 16 日の時点では、原告が「裁決があったことを知った日」から 6 か月は経過していない。したがって、本件報告命令取消しの訴えは、行政事件訴訟法 14 条 3 項本文の出訴期間内に提起されたものである。

(3) 本件訴えに係る訴えの利益について

本件報告命令及び本件却下決定については、原告に対し、固有の違法性に関して裁判所の審理及び判決を受けることができる機会を保障する必要があるから、本件訴えに係る訴えの利益は、排除措置命令の発令によって消滅しないと解すべきである。

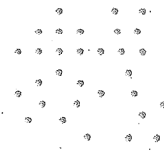
(被告の主張)

(1) 本件報告命令取消しの訴えの原告適格について

本件報告命令の名宛人は、共販協議会であって、原告ではない。また、仮に、本件非開示部分に、原告と代理人弁護士との間で行われた法的相談やこれに対する弁護士からの法的助言の内容が記載されていたとしても、これらを明らかにされないことが具体的な権利又は法的利益として保護されると解すべき法的根拠はない。したがって、原告は、本件報告命令により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者とはいえないから、本件報告命令の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者（行政事件訴訟法 9 条 1 項）には該当しない。

(2) 本件報告命令取消しの訴えの出訴期間について

ア 本件報告命令の取消しの訴えは、本件却下決定の原処分である本件報告命令の取消しを求めるものであるところ、原告による本件却下決定取消しの訴えとの関係では、行政事件訴訟法 13 条 4 号の関連請求に係る訴訟に当たる。そして、原告



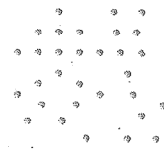
は、本件却下決定取消しの訴えにおいて、行政事件訴訟法19条1項前段の規定に基づき、関連請求に係る訴訟に当たる本件報告命令取消しの訴えを併合提起したものと解されるところ、本件報告命令取消しの訴えは、行政事件訴訟法20条の規定により、本件却下決定取消しの訴えが提起された令和6年2月20日に提起された
5 ものとみなされる。

本件報告命令は、共販協議会を名宛人として、令和5年6月29日にされたものであり、同月30日にその命令書が共販協議会に送達されているところ、これに対して共販協議会から提出された本件報告書には「報告書に関する連絡担当者」としてこの時点で既に本件審査事件について委任を受けていた原告の代理人弁護士と同一の者が「代理人弁護士」として記載されている。また、審査官が本件非開示部分
10 を開示するように最初に要請したのは、令和5年8月10日であるところ（本件メール①）、本件メール①は、共販協議会の代理人弁護士、すなわち、本件審査事件について既に委任を受けていた原告の代理人弁護士にも送信されている。これらのことからすれば、原告は、遅くとも、同日の時点では、原告の代理人弁護士を介して、共販協議会に対して本件報告命令がされたことを了知していたと考えられる。
15 そして、本件報告命令取消しの訴えが提起されたとみなされる日は令和6年2月20日であるところ、この時点で、原告が本件報告命令という処分が知った日から6か月を既に経過していた。本件メール②は、本件報告命令によって既に明確にされていた報告事項の一部に共販協議会が応じなかったことから、その状態の是正を求めたものにすぎず、これをもって、本件報告命令があったことを知った日を令和5
20 年8月22日とすることはできない。

よって、本件報告命令取消しの訴えは、行政事件訴訟法14条1項本文が規定する出訴期間経過後に提起されたものであり、不適法である。

(3) 本件訴えに係る訴えの利益について

25 本件却下決定は、行政調査の一環としての行政処分であるが、独立して取消訴訟の対象となるものである（行政事件訴訟法3条3項）。また、本件審査事件に係る



審査は、排除措置命令が発令されたとしても、これが訴訟等を経て取り消されない
ものが確定した時に初めてその終結に至るものであり、排除措置命令の発令によっ
て、本件報告命令の法的効果が消滅したともいえない。したがって、本件却下決定
は、終局的な行政処分である排除措置命令が発令されたことによる影響を受けるも
5 のではない。

仮に、排除措置命令の発令によって本件報告命令の法的効果が消滅したとしても、
本件却下決定取消しの訴えに係る受訴裁判所としては、あくまでもその適否のみを
判断すべきであること等からすると、本件却下決定につき、原告がその取消しによ
って回復すべき法律上の利益（行政事件訴訟法 9 条 1 項）を有しないとはいえない。

10 したがって、本件却下決定取消しの訴えに係る訴えの利益がないとはいえない。

2 争点(2) 本件報告命令の適法性

（被告の主張）

公正取引委員会の審査官は、独禁法 4 7 条 1 項に基づき、令和 5 年 6 月 2 9 日付
けで、共販協議会に対し、原告に対する独禁法に基づく調査のために必要があると
15 して、本件報告命令をし、同年 6 月 3 0 日、本件報告命令が共販協議会（共販協議
会会長）に送達された。

原告の主張は、争う。

（原告の主張）

本件審査事件における被疑事実、原告らが海苔生産者との取引において拘束条
20 件を付し、不正に公正競争を阻害したというものである。取引条件その他の事実関
係を調査し解明するために必要なのは、海苔生産者との取引に関する取引条件そ
他の事実関係について過去に作成された資料を精査することで足り、本件立入検査
後に審査対応方針について弁護士との間で行われた法的相談及びこれに対する法的
助言の内容が記載された本件非開示部分の内容を精査する必要はない。

25 したがって、本件非開示部分の開示を求める本件報告命令には、独禁法 4 7 条 1
項の解釈を誤り、比例原則及び権限濫用禁止に違反する瑕疵があり、取り消される

べきである。

3 争点(3) 本件却下決定の適法性

(被告の主張)

5 本件異議申立ては、次のとおり不適法であり、これを却下した本件却下決定は、
適法である。

(1) 本件報告命令の名宛人は共販協議会であり、原告は規則22条1項の「処分を受けた者」に該当しない。よって、本件異議申立ては、「異議の申立てをすることができる」「処分を受けた者」に当たらない原告によってされたものであり、不適法である。

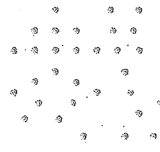
10 (2) 本件異議申立ては、本件報告命令という「処分を受けた者」である共販協議会が「処分を受けた日」である令和5年6月30日からから1週間以内に申し立てたものではないから、この点でも規則22条1項に反し、不適法である。

(原告の主張)

15 本件異議申立てが次のとおり適法であるにもかかわらず、これを却下した本件却下決定は違法である。

(1) 独禁法76条1項は、規則について、排除措置命令の名宛人となるべき者が自己の主張を陳述し、及び立証するための機会が十分に確保されること等当該手続の適正の確保が図られるよう留意しなければならない旨を定めていることからすれば、規則22条1項にいう「処分を受けた者」は、報告命令に係る命令書の名宛人として掲げられた者に限定されず、当該処分に係る審査事件について排除措置命令等の名宛人となるべき関係人も含むと解すべきである。したがって、原告は、規則22条1項の「処分を受けた者」に該当し、原告による本件異議申立ては適法である。

20 (2) 前記1「原告の主張」(2)のとおり、原告は、令和5年8月22日の本件メール②により、本件報告命令に基づく書面提出義務の範囲を了知したのであるから、
25 本件要請は、本件報告命令と一体のものとして、単一の本件報告命令を構成すると



いえる。したがって、本件報告命令が行われた日は同日と解すべきであり、原告の本件異議申立て（申立日は令和5年8月29日である。）は、規則22条1項の申立期限内に行われたものである。

(3) よって、本件異議申立てが不適法であるとして却下した本件却下決定は、独
5 禁法47条1項及び規則22条1項に違反し、取り消されるべきといえる。

以 上



これは正本である。

令和 7 年 3 月 2 6 日

福岡地方裁判所第 1 民事部

裁判所書記官 河 野

崇

